

防防調（事）第302号
令和7年5月16日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

秘密制度に係る相談窓口の設置及び運営について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ令和7年5月16日から適用することとされたので、遺漏のないよう期せられたい。

ただし、別紙第4項及び第6項の規定にかかわらず、令和7年5月16日から同年6月30日までの間においては、職員及び契約相手方の従業者の相談窓口は防衛政策局調査課（防衛装備庁の職員及び契約相手方の従業者にあつては、装備政策部装備保全管理課）とする。

添付書類：別紙

秘密制度に係る相談窓口の設置及び運営に関する実施要領

1 趣旨

この要領は、防衛省における以下に掲げる訓令及びこれらに基づく規則類の規定（以下「秘密制度」という。）の適用に際して相談を要する者からの相談を受け付けるための窓口の設置及びその運営に関し、必要な措置を定めるものとする。

- (1) 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）
- (2) 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）
- (3) 重要経済安保情報の保護に関する訓令（令和7年防衛省訓令第124号）
- (4) 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）
- (5) 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- (6) 装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）
- (7) 秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）
- (8) 防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）
- (9) 防衛装備庁における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第28号）
- (10) 防衛装備庁における重要経済安保情報の保護に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第14号）
- (11) 防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）
- (12) 防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、前項各号列記の訓令及びこれらに基づく規則類に定めるもののほか、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 相談窓口 第8号の相談申出者から秘密制度及びその運用に関する相談を受け付ける部署をいい、第4項第1号の規定により設置する総括相談窓口を含む。
- (2) 総括相談窓口 相談窓口が行う相談の処理に関する事務を総括する相談窓口をいう。
- (3) 相談処理責任者 相談の処理に関する事務を総括する者をいう。
- (4) 相談処理責任者補 相談処理責任者の業務を補助する者をいう。

- (5) 相談処理担当者 相談の処理に関する事務に従事する者をいう。
- (6) 適性評価 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第12条に規定する適性評価をいう。
- (7) 評価対象者 適性評価の対象となる者をいう。
- (8) 相談申出者 職員、適合事業者の従業者、評価対象者その他の秘密制度の運用に関して相談を要する者をいう。
- (9) 契約相手方 特定秘密又は重要経済安保情報の取扱いの業務を行う又は行うことが見込まれることとなった適合事業者をいう。

3 相談窓口の意義

相談窓口は、防衛省における秘密制度の運用が複雑さを増す中、職員等が日々直面する疑問について、秘密保全を担当する部署等の職員が個別具体的に相談に応じる体制を確保することにより、業務の円滑な遂行を図るとともに、秘密保全事故等の発生の未然防止に資するものとする。

4 相談窓口等の設置

- (1) 秘密制度（特定秘密若しくは重要経済安保情報に係る適性評価又は適格性確認に関するものを除く。）について、次の表の職員の欄に掲げる職員及び適合事業者の従業者の欄に掲げる契約相手方の従業者の区分に応じ、右欄に掲げるとおり総括相談窓口を設置する。

職員	適合事業者の従業者	総括相談窓口
内部部局において勤務する職員	内部部局の契約相手方の従業者	防衛政策局調査課
統合幕僚監部、統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊において勤務する職員	統合幕僚監部の契約相手方の従業者	統合幕僚監部総務部総務課
陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊及び自衛隊海上輸送群並びに自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）において勤務する職員	陸上自衛隊の契約相手方の従業者	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課
海上自衛隊（海上幕僚長	海上自衛隊の契約相	海上幕僚監部指揮通信

の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。)において勤務する職員	手方の従業者	情報部情報課
航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。)において勤務する職員	航空自衛隊の契約相手方の従業者	航空幕僚監部運用支援・情報部情報課
施設等機関等において勤務する職員	施設等機関等の契約相手方の従業者	秘密の保全に関する事務を所掌する部署
防衛装備庁において勤務する職員	防衛装備庁の契約相手方の従業者	装備政策部装備保全管理課

- (2) 特定秘密若しくは重要経済安保情報に係る適性評価又は適格性確認について、次の表の職員の欄に掲げる職員及び適合事業者の従業者の欄に掲げる契約相手方の従業者の区分に応じ、右欄に掲げるとおり総括相談窓口を設置する。

職員	適合事業者の従業者	総括相談窓口
内部部局において勤務する書記官、部員及び事務官等	内部部局の契約相手方の従業者	防衛政策局調査課
統合幕僚監部、統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊において勤務する事務官等	統合幕僚監部の契約相手方の従業者	統合幕僚監部総務部総務課
陸上自衛官及び陸上自衛隊において勤務する事務官等	陸上自衛隊の契約相手方の従業者	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課
海上自衛官及び海上自衛隊において勤務する事務官等	海上自衛隊の契約相手方の従業者	海上幕僚監部指揮通信情報部情報課
航空自衛官及び航空自衛隊において勤務する事務官等	航空自衛隊の契約相手方の従業者	航空幕僚監部運用支援・情報部情報課
施設等機関等において勤務する事務官等	施設等機関等の契約相手方の従業者	秘密の保全に関する事務を所掌する部署
防衛装備庁において勤務する事務官等	防衛装備庁の契約相手方の従業者	装備政策部装備保全管理課

- (3) 相談処理責任者は、内部部局にあつては防衛政策局長、統合幕僚監部、陸上

幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部にあつてはそれぞれ統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）、施設等機関等にあつては当該施設等機関等の長、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官が別に指定する者をもって充てる。

- (4) 相談処理責任者は、必要に応じ、管下の秘密の保全に関する事務を担当する部署等に相談窓口を置き、当該部署等に所属する職員の中から相談処理責任者補を指名することができる。なお、管下に相談窓口を置かない場合であっても、総括相談窓口の部署に所属する職員の中から相談処理責任者補を指名することができる。
- (5) 相談処理責任者又は相談処理責任者補は、総括相談窓口又は相談窓口の部署に所属する管下の職員の中から相談処理担当者を指名するものとする。

5 相談窓口が受け付ける相談内容

- (1) 相談窓口においては、以下アからカまでに掲げる場合の相談について受け付けるものとする。
 - ア 秘密制度の運用に当たり、第1項各号列記の訓令及びこれらに基づく規則類の解釈や具体的な適用の在り方に関して不明な点がある場合
 - イ 評価対象者又は適性評価の調査に当たって質問若しくは照会を受けた者その他適性評価の関係者が特定秘密又は重要経済安保情報に係る適性評価に関して不明な点がある場合
 - ウ 評価対象者が防衛省又は適合事業者において適性評価の実施に当たって取得する個人情報等を特定秘密又は重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用され、又は提供されたと考える場合
 - エ 適格性確認を受ける者その他適格性確認の関係者が適格性確認に関して不明な点がある場合
 - オ 秘密の管理に関する軽微な不具合が発生し、又はそのおそれが認められた場合
 - カ その他本号アからオまでに類する場合
- (2) 前号オの規定にかかわらず、防衛省本省においては特定秘密の保護に関する訓令第40条若しくは第40条の2又は重要経済安保情報の保護に関する訓令第68条、防衛装備庁においては防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第40条若しくは第40条の2又は防衛装備庁における重要経済安保情報の保護に関する訓令第63条若しくは第64条に規定する紛失その他の事故又は特定秘密文書等若しくは重要経済安保情報文書等の不適切な取扱いが発生し、又はそのおそれがあると認められる場合については、それぞれの関連規定に従って必要な報告を行うものとする。

6 相談の申出及び処理

- (1) 職員は、前項第1号アからカまでに該当する内容について、直接に、又は指揮系統を通じ、総括相談窓口等の相談処理担当者に相談を行うことができる。
- (2) 適合事業者の従業者は、前項第1号イからエまでに該当し、又はこれに類する内容について、総括相談窓口等の相談処理担当者に相談を行うことができる。なお、前項第1号ア及びオに該当する内容については、契約担当官等と適合事業者との間で締結した契約に基づき処置するものとするを基本とする。
- (3) 相談処理担当者は、相談に回答するために必要な範囲内において、相談申出者、適性評価実施担当者その他の必要と認める者に質問し、又は資料の提出を求めることができる。
- (4) 相談処理担当者は、相談内容に誠実に回答するものとする。その際、必要に応じ、回答する内容について事前に相談処理責任者又は相談処理責任者補の了解を得るものとする。
- (5) 相談処理担当者は、必要に応じ、相談申出者に回答した内容について相談処理責任者又は相談処理責任者補に報告するものとする。
- (6) 相談処理責任者は、相談処理担当者の連絡先の周知に必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 相談処理責任者は、相談の内容が前項第1号イ又はウに該当するものであった場合に、防衛省本省においては特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令第3条又は重要経済安保情報の保護に関する訓令第42条第2項、防衛装備庁においては防衛装備庁における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令第3条又は防衛装備庁における重要経済安保情報の保護に関する訓令第41条第2項の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者と適切に協力するものとする。
- (8) 相談処理責任者は、相談申出者の利便に配慮し、書面のほか電話、電子メール、口頭など複数の手段により相談を受け付けられるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (9) 相談窓口は、相談申出者が氏名等を明かさず匿名で相談を行った場合であっても、可能な限り相談内容を受け付けるよう努めるものとする。

7 総括相談窓口間の協力

各機関等の総括相談窓口の部署に属する相談処理担当者は、相談の処理に関する事務が円滑に行われるよう、相互に必要な協力を行うものとする。

8 委任規定

この要領の各機関等における実施に関し必要な事項は、防衛政策局長、各幕僚長、各施設等機関等の長又は防衛装備庁長官がそれぞれ定める。